

平成17年12月21日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北	御門	敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長		一ノ	瀬	健	二
監査委員事務局長		安	富	弘	信

平成17年12月21日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|--------------------|--|
| 日程第1 | 議案の追加上程（市長の提案理由説明） | |
| 日程第2 | 議案第94号 | 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第95号 | 鹿島市監査委員の選任について（質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第96号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第73号 | 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第90号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第91号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第92号 | 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第93号 | 鹿島・藤津地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 意見書第11号 | 議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 意見書第12号 | 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案3件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いた

しております議案書（その３）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第１ 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第１．議案の追加上程であります。

議案第94号から議案第96号までを上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件３件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第94号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、栗山富夫氏の任期が、平成17年12月24日をもって満了されますが、引き続き栗山氏を選任したいので、地方税法第 423条第３項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第95号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

現委員、江口徹氏の任期が、平成17年12月31日をもって満了されますので、後任者として植松治彦氏を選任したいので、地方自治法第 196条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第96号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員、三原治子氏の任期が、平成18年３月31日をもって満了されますが、引き続き三原氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第90号から議案第96号及び意見書第11号から意見書第12号は、会議規則第36条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第90号から議案第96号及び意見書第11号から意見書第12号は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第２ 議案第94号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第２．議案第94号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第94号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第94号はこれに同意することに決しました。

日程第３ 議案第95号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第３．議案第95号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第95号 鹿島市監査委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第95号はこれに同意することに決しました。

日程第4 議案第96号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第96号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第96号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第96号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員、鹿島市監査委員、人権擁護委員の候補者の紹介があります。出村助役、お願いいたします。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方から御紹介を申し上げます。

奥の方からでございますが、固定資産評価審査委員会委員に再任されました栗山富夫様でございます。

次に、このたび監査委員に御就任いただきます植松治彦様でございます。

手前の方でございますが、引き続き人権擁護委員候補者として推薦することとなりました三原治子様でございます。

それでは栗山さんの方から順にごあいさつをお願いしたいと思います。

○固定資産評価審査委員（栗山富夫君）

おはようございます。鹿島市固定資産評価審査委員に再任されました栗山富夫でございます。これから3年間、責務を全うしたいと思います。よろしくお願いします。（拍手）

○監査委員（植松治彦君）

皆様おはようございます。ただいま監査委員に選任をしていただきました植松治彦と申します。何しろこのような仕事、全くふなれでございまして、皆様方の御協力を得ながら何とかやらなければいけないというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○人権擁護委員（三原治子君）

おはようございます。人権擁護委員の三原と申します。

本日、こうして同意をいただきましたので、引き続きまして3年間、微力ではございますが、一生懸命頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○助役（出村素明君）

どうもありがとうございました。これをもちまして、紹介を終わらせていただきます。

日程第5 議案第73号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．議案第73号 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定についての審議に入ります。

12月13日の本会議において、産業建設委員会に付託されました議案第73号 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定について、産業建設委員会の審査結果はお手元に配付しております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成17年12月16日

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

産業建設委員会

委員長 中村 雄一郎

産業建設委員会審査報告書

平成17年12月13日の本会議において付託されました議案第73号「鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定について」は、12月16日の委員会において審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長より委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長、中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

産業建設委員長の報告を申し上げます。

12月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第73号 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定について、12月16日に委員会を開催し、担当部課長及び関係職員の出席を求め、条例内容の説明を受け、慎重に審査をいたしました。その経過及び結果を報告いたします。

県内のほかの自治体にもこういう条例はありますか、条例は鹿島市と同じですかという質問に対して、武雄市、佐賀市、多久市の3市にあります。基本的には同じです。他の補助金としては、武雄市は工業用水補助金、多久市は緑地補助金制度がありますという答弁がありました。

谷田工場団地の水問題はどうですかという質問に対して、東亜工機は自前の井戸です。残地への進出企業には市の責任で井戸を掘るなり、ポンプアップするなりの対応をいたします。

ダム水の利用はできないのですかという質問に対して、ダム水の利用について、現在の計画では決められており、それを変更するのは厳しいのではないかと思いますという質問のほかに、あと二、三質問がございましたけれども、その後、討論を行いました、討論はございませんでした。

採決の結果、議案第73号 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

委員長の報告に対する質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの委員長報告に対して、1点だけ質問したいと思いますが、谷田工場団地の水の問題で今報告をしていただきましたが、東亜工機は自分のところでしてあるけど、今後、市が準備をするというような形の報告だったと思いますが、以前、私は工場団地が井戸を使っているのに対し、その使用料といいますかね、そういうのを取る必要があるんじゃないかということで質問したことがあるんですが、それはしないというような市長の御答弁をいただいたことがあります、今言われたような形でされた場合には、谷田工場団地の場合、井戸の使用料というのはどういう、今までと同じような取り扱いになるのか、どのようになるの

かお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

お答えいたします。

先ほど残地への進出企業に関しては、現在、谷田、浜、北鹿島、大村方に誘致可能な土地があるということですが、すべて水は市が責任を持って対応していくというような答弁がっております。

井戸の使用料に関しては、さきの議会でそういうやりとりがっておりますけれども、今回の産業建設委員会の質疑の中ではその旨は出てきておりませんので、私がどうこうという形でお答えすることはできません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そういう審議がなかったということで御答弁いただけませんが、執行部にはできないということですので、要望としか言いようがないんでしょうかね。今回、企業に来ていただくための優遇措置ということですが、特に水問題にいたしましては、やっぱり今いろんな、これは水問題だけじゃないですが、鹿島市の財源が非常に厳しくなっている中で節約節約という形でされておりますが、やっぱりするべきところは優遇措置もいいでしょう。しかし、市民と同じようなレベルで、取るべきところは取っていく必要があるんじゃないかなと私は思いますね。

きのう、国の予算案も出ましたが、本当に国民から取るだけが目立つような、本当にどうなるだろうかというような国の動きもありますが、御答弁がいただけないようでしたら、ぜひこれから検討だってできると思いますので、その辺についての対応をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第73号 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、説明をいたします。

議案書は1ページ、2ページでございます。

現在、中木庭ダムは全体的には90%以上の進捗状況となっております。昨日、ダム本体のコンクリート最終打設式が行われまして、ダム本体の工事は完了をいたしました。今後は、ダムの天端の建設や電気工事に着手される見込みとなっております。

このようなことから、県事業にかかわる周辺整備は今年度から一部着工されておりますので、市が行うべき周辺整備についても来年度からできますよう準備を進めてきました。市では、周辺整備につきましては最終的に辺地対策事業債で実施することを決定いたしましたところでございます。この辺地対策事業債とは、辺地債といういわゆる借金をして実施する事業であります。その借金の返還に当たっては8割が交付税措置をされるという極めて有利な制度でございます。この事業を進めるに当たっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、あらかじめ辺地総合整備計画を作成し、議会の議決を経て総務大臣に提出しなければならないため、本議会に提案し、審議をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。これは市が行う中木庭辺地総合整備計画であります。1点目が辺地の概要、2点目が公共的施設の整備を必要とする事情、3点目が公共的施設の整備計画を掲げております。要約しますと、ダムとその周辺地域を都市部と農村部の交流活動拠点として位置づけ、集客施設や加工所、流通販売施設の整備を平成18年度から24年度までに事業費総額 350,000千円で行い、交流活動の推進と地域産業の活性化を図るものでございます。ただ、辺地対策事業につきましては、現在、市道中川内～広平線の改良舗装工事を年間1億円の枠内で実施していますが、今後、この周辺整備事業が認められましても、年間1億円という配分枠は変わらないということでございますので、市道整備の進捗状況と調整を

図りながら推進していくことになります。

説明資料の1ページには関係法令の抜粋、それから2ページには中木庭辺地域図、3ページには中木庭辺地総合整備計画区域図を掲げております。先ほど説明いたしました350,000千円という辺地対策事業債の予定額の内訳は、この3ページに示しておりますゾーンごとに周辺整備を行う工事費分が250,000千円、それから農産物加工及び流通販売施設分が1億円となっているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

1点だけお伺いします。

ただいま中木庭辺地総合整備計画の説明がございましたが、350,000千円ということでこれから事業をやっていくということでございますが、4月19日だったと思いますが、ダム対策特別委員会がありまして、そのときの説明では県が260,000千円、市が210,000千円、合計470,000千円の事業費だと、こういうことで説明があってございましたが、350,000千円でやられるのか、総額的にはどうなるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

橋爪議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど申されましたダム対策特別委員会の中で説明いたしましたのは、市が行うべき工事の分の工事負担金がおよそ212,000千円ぐらいと、それから、佐賀県が行う工事分が257,000千円ぐらいという形で説明をしておったと思います。この整備事業につきましては、県が行う部分と市が行う部分がございます。県は、ダム予算の中で整備をしていただきます。市はじゃあどれをどうするかということになりますと、いろいろ補助事業等の分を模索いたしましたけれども、結局は補助事業でできないということで、市が単独で行わなきゃならないということになったわけですね。それで、市が行う場合には最も有利な、先ほど言いましたように辺地債という借金をしてすべて市が行うという形をとったわけでございます。

そういうことで、今回お示しした額は先ほど言われました212,000千円ぐらいの市の工事を行うについて起債の枠というのを決めなくちゃいけません。その枠として250,000千円を限度として、その範囲内で先ほど言いました市の行う、まず、建物を除いた212,000千円の工事の分をその枠内で行うということですね。それから、350,000千円になったのは、もう一つがその当時、4月の時点では説明していませんでした農産物の販売所ですね、それあたりはまた新たにこの212,000千円に加えて1億円の範囲内で提示をするという形で、合計

350,000千円となったところでございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

農産物直売所の分が1億円ふえたということになるわけですね。——はい、今後ともひとつよろしく願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほどの説明を聞いておりまして、中木庭の整備と次の中川内～広平線の整備が関連してくるわけですね。それで、結局は両方で1億円しか使えないから、中川内～広平線の分が6年間先延ばしになったと理解するんですか。まず、そのところをもう一度。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

松尾議員にお答えをいたします。

先ほどの質問については次の議案の中で若干説明しようかなと思っていたんですけれども、先に質問がありましたので、お答えをいたしたいと思います。

現在の市道の整備につきましては、10カ年の計画で11年度が最終年度として10億円で市道の整備を行われております。これにつきましては、いろんな工事を進めている中で予想をされていない工事等が出てきて、予定の10年間の10億円の範囲内では工事は完了しないという見込みになってきたわけですね。それで、次の議案で先行をお願いするわけですが、その部分が、追加分が350,000千円、そして期間として6年という形になります。

従来、この周辺整備計画がなかった時点から、大体年額1億円の枠内で実施をしてきたと。しかし、それがどうしてもあと400メートルぐらいの工事が残っていますけれども、それに要する経費があと350,000千円ぐらいかかると。それで、周辺整備を考えないでそれだけの工事を進める場合、少なくともあと3年、350,000千円ですから3年から3年半ぐらいの工期はかかるだろうということになります、年間1億円でいくとですね。しかし、ここに周辺整備というものが加わって、その枠内が、枠が1億円以上に広まればいいんですけれども、これを認めても鹿島市に配分できる枠は1億円ということですから、これを二つの工事の進捗によって道路整備に何千万、周辺整備に何千万という、年度によって配分がずっと変わってきます。そういうことで、どうしても中川内～広平線の改良につきましても、本来ならばそれだけの単独でしたら3年から3年半ぐらいの期間を延長すれば工事が完了するであろう

ものが、どうしてもあと2年半ぐらいは延長しないと、二つの事業が重なったために完了できないということで、そういうことで3年半は当然延びる期間として、あと2年半ぐらいがその二つの工事の関連の部分で延びると、そういうふうに理解していただいて結構だと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

中木庭の辺地総合整備計画ということで載っていますが、そもそもはダムができたことで周辺整備をしなくちゃいけないということなんです、ダムの計画がつくられた時点では、すべて周辺整備については県がするということでお約束だったんじゃないですかね。それを今回、お金がないのか何か知りませんが、トイレ一つもつくってやれないというふうな、余りにもですね、もう逃れられないんですよ、私たちは、できていますからね。だから、それをそのまましておくわけもいかんでしょうね。特に、あそこを泣く泣く立ち退いてくださった住民の皆さん方もいらっしゃるわけですよ。

そういう中で、本当にひどい仕打ちだと私は思いながら見ていますが、例えば、先ほどの説明ではこれは借金でやるわけですが、8割は交付税措置で非常に有利な措置だということをおっしゃいましたが、果たしてその8割の交付税というのが確実に来るのかどうか、今の状況の中でね、非常に心配するわけですね。ということは、もしそれが8割、十分来ないということになりますと、どうなのかというのはもう目に見えているわけですよ。ほかの事業に食い込んでいくわけでしょう。もう今でも私たちの要求が満たされない、削られていく、本当に大変な状況になっているときに、県が約束を破ったためにこういう状況で、またそれをするによってしわ寄せが来ると、借らんでよかお金まで借らねばなんというような、こういう事態は私は許せないと思うんですよ。そういう面で8割の交付税措置が確実に来るとお思いですか。私は、これはもう本当に絵にかいたモチじゃないかと思いながら見ておりますが、いかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この場合はちゃんと8割来ると思います。先ほど御指摘のようにもともとですね、当時は確かに国の方針として工事費の3%ぐらいたったですかね、これはソフト事業とか、あるいは周辺整備といいますか、これは振興策ですたいね。振興策については3%ぐらいは見れるという国の方針があったわけです。したがって、総工事費が350億円ですから約10億円ぐらいいですね、これは現実的に、だから、県がうそを言ったというより国の方針が変わったということなんです。ただ、結果的には市がこうして負担がふえてくるということにな

ります。

話を少し飛躍させますと、やっぱりこういう振興策とかなんとかについても、確かに今の時点では約束を守るということでありましようが、どういう状況に国の方針なり、あるいは財政状況なり、県の財政状況なり、こういうものが変化していくかわかんわけですので、本当にこういうものはいい例だと思いますね。約束があってもこういうふうなことになるってしまった。だれに文句言うわけにはいかんわけですよ。ですから、確かにおっしゃるように市の方が、これは地元との約束を100%守るということにはなりません、少しでも地元の皆さんとの約束を果たすためにも市の負担というものはふえてくる。このことは、実際はこれがなかったらほかの事業にも辺地道路債というのは使われたわけですよ。こういうことも私たちはよく頭に置いとかにやいかんことだというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私たちの身近でいえば、例えば、私のうちの前で水道工事をして、水道の配管だけしてあとはほったらかしにしておくことと同じですよ。あとの整備は我がたちでせろというような、そういうあり方ですよ。これは本当に許せないと思いますが、これが大体24年まで7カ年ですがね、私は思いますが、もうこういう形でどうもできないんだというようなことで終わらないで、その年度年度で、私は国や県に対してとれようがとれまいがじゃなくて、とるようにやっぱり要求をすることを、もうこれでおしまいじゃなくて私はすべきだと思うんですよ。そういう面についてはいかがお考えですか。もうこれはどがんしてもだめだとお考えなのか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私たちもダム事務所の方には、これは約束が違うじゃないかと大分申し上げました。しかし、ダム事務所長でどうこうできるという問題でもないですし、また、国の方針が変わりましたと、県はこれだけ財源がありませんと言われればそれまでのことで、これ以上それならばという話にはならないというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの議案第90号、これは私はどうしても納得できませんので、反対の態度をとりたいと思います。

そもそも中木庭ダムの計画をされた時点で、周辺整備についても県がそれなりのお金を出すというようなことで、私たちもいろいろと夢を描きながら審議をした経過もあります。ところが、今日のような財政状況でしょう。トイレ一つもつくってやらないというような、そういう本当に許せない事態。この市の財政難のときに借金をして、そして取り組まんといかん。幾ら8割の交付税措置がされるといっても、これは定かでない。確実なものだという御答弁ありましたが、本当に今の流れの中では私たちが信用できるものじゃないと思います。確かに周辺整備をしていかなくちゃいけない、基本的にはわかりますが、そういうところで私は反対をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第90号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第91号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第91号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第91号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、説明をいたします。

議案書は3ページ、4ページでございます。

先ほどの90号議案の中で若干触れましたように、現在、辺地整備事業は平成8年度から17年度までの10年間、総額10億円の計画で市道中川内～広平線の改良舗装を行っております。しかしながら、事業を進めていく中で地形的な事情等により、当初計画していた以上に道路掘削やコンクリート構造物がふえて工事量が増大したこと、また、道路改良に伴う河川つけかえ等が生じたことにより全体工事費も増大し、あわせて実施期間の延長も必要となっておりました。

このため、現行の広平辺地総合整備計画の一部を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により議会の議決を

求めるものでございます。

それでは、変更の内容について説明いたします。説明資料の４ページとあわせてごらんください。

広平辺地総合整備計画書の３項、公共的施設の整備計画の中で、「平成８年度から平成１７年度までの１０年間」とあるのを「平成８年度から平成２３年度までの１６年間」と改め、表中の「事業費ほか１０億円」とあるのを「１,３５０,０００千円」と改めるものでございます。

次に、説明資料の６ページをお願いいたします。

これは辺地道路整備事業変更事業計画であります。変更後の１８年度から２３年度までの事業費はこの表に掲げているとおりであります。本来ならば、これまでの事業費ベース１億円でいきますと、３年から３年半ぐらいの期間で終了するところでございますが、来年度からの６年間は中木庭辺地整備事業と並行して進めていきますので、先ほど説明しましたように、鹿島市への配分枠１億円を両事業の進捗に合わせて案分をしていくこととしております。その分、期間を若干長くして調整していくものであります。

以上で説明を終わりますが、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第９１号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第９１号は提案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第９２号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第８．議案第９２号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第92号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について説明をいたします。

議案書は、5ページから7ページでございます。

第1項、平成18年1月1日付で嬉野町と塩田町が合併して嬉野市となり、組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、及びこれに伴い杵藤地区広域市町村圏組合規約を変更すること。

第2項、平成18年3月1日付で武雄市、北方町及び山内町が合併して武雄市となり、組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、及びこれに伴い杵藤地区広域市町村圏組合規約を変更すること。

第3項、杵藤地区広域市町村圏組合規約を変更することの3項につきましては、杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の議会の議決が必要なことから、地方自治法第90条の規定により審議をお願いするものであります。

次に、議案書7ページの杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について、議案説明資料8ページの新旧対照表で説明をいたします。

まず、第1条による規約変更は、旧規約第2条、組合を組織する地方公共団体中「塩田町」と「嬉野町」を削り、新規規約第2条の鹿島市の次に「嬉野市」を加え、旧規約第5条中「23人」とあるのを「22人」に改めるものであります。

次に、第2条による規約変更は、旧規約第2条中「山内町」と「北方町」を削り、旧規約第5条中「22人」とあるのを「18人」に改めるものであります。

最後に、第3条による規約変更は、旧規約第5条第1項中「18人」とあるのを「17人」に、また、同条第2項中「市及び白石にあっては2人とある」のを「市にあっては2人」と、それぞれ改めるものであります。

議案書の7ページにお戻りください。

附則であります、第1条は平成18年1月1日から、第2条は同年3月1日から、第3条は同年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第92号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第92号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9 議案第93号 鹿島・藤津地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第93号 鹿島・藤津地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について説明をいたします。

議案書は、8ページ、9ページでございます。

平成18年1月1日付で塩田町と嬉野町が合併して嬉野市となることから、鹿島・藤津地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、及びこれに伴い鹿島・藤津地区衛生施設組合規約を変更することについては、鹿島・藤津地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の議会の議決が必要なことから、地方自治法第290条の規定により審議をお願いするものであります。

次に、鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約について、説明をいたします。

議案説明資料9ページをお願いいたします。

まず、第1条による規約変更は、旧規約第2条中「塩田町」と「嬉野町」を削り、新規約第2条中、鹿島市の次に「嬉野市」を加え、旧規約第6条中「15人」とあるのを「13人」に、また、「塩田町3人、嬉野町3人」とあるのを「嬉野市4人」に改めるものであります。

次に、第2条による規約変更は、旧規約第6条中「13人」とあるのを「11人」に、また、「鹿島市6人」とあるのを「鹿島市4人」に改めるものであります。

最後に、第3条による規約変更は、旧規約第6条中「11人」とあるのを「10人」に、「太良町3人」とあるのを「太良町2人」に改めるものであります。

議案書9ページにお戻りください。

附則であります。第1条は平成18年1月1日から、第2条は19年4月30日から、第3条は同年8月11日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第93号 鹿島・藤津地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第93号は提案のとおり可決されました。

日程第10 意見書第11号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第10. 意見書第11号 議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。8番議員橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

意見書第11号

議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、

今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記

- 1 議会の招集権を議長に付与すること
 - 2 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
 - 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
 - 4 議会に附属機関の設置を可能とすること
 - 5 議会の内部機関の設置を自由化すること
 - 6 調査権・監視権を強化すること
 - 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月21日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
総務大臣 竹中平蔵様

以上、意見書（案）を提出する。

平成17年12月21日

提出者	鹿島市議会議員	橋川宏彰
	〃	北原慎也
	〃	中村雄一郎
	〃	森田峰敏
	〃	井手常道
	〃	中村清
	〃	中島邦保

鹿島市議会議長 小池幸照様

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第11号 議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第11号は提案のとおり可決されました。

日程第11 意見書第12号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 意見書第12号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

意見書第12号

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

2. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

3. 真の地方分権改革のため「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

4. 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところであるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

5. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

6. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

7. 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的で開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月21日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 扇 千景様

内閣総理大臣 小泉純一郎様

内閣官房長官 安倍晋三様

経済財政政策・金融担当大臣

与謝野 馨 様
総務大臣 竹中平蔵 様
財務大臣 谷垣禎一 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成17年12月21日

提出者	鹿島市議会議員	山口 瑞枝
	〃	水頭 喜弘
	〃	伊東 茂
	〃	橋川 宏彰
	〃	北原 慎也
	〃	谷口 良隆
	〃	谷川 清太

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第12号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第12号は提案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

よって、今期定例会は閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午前10時58分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照

会議録署名議員

3 番 福 井 正

同 上

4 番 水 頭 喜 弘

同 上

5 番 橋 爪 敏